

会 議 録

| | |
|--------|--|
| 会議の名称 | 茨木市公の施設使用料免除団体審査会 |
| 開催日時 | 令和5年1月11日(水) (午前・ <u>午後</u>) 1時00分開会 (午前・ <u>午後</u>) 1時30分閉会 |
| 開催場所 | 茨木市役所本館1階 第3会議室 |
| 出席者 | 【審査会委員】 矢倉昌子、綾部貴子、木村武俊、木村正文(敬称略) 【担当職員】 人権・男女共生課長、男女共生センター所長 【事務局】 財政課長、課長代理、係長、職員 |
| 欠席者 | なし |
| 議題(案件) | ・公の施設使用料免除団体の審査について |
| 配布資料 | ・次第 ・区分別使用料免除申請団体一覧 |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 事務局 | <p>それでは、時間となりましたので茨木市公の施設使用料免除団体審査会を始めさせていただきます。</p> <p>会議に先立ち、各委員をご紹介します。</p> <p>《委員紹介》</p> |
| 事務局 | <p>現在、茨木市公の施設使用料免除団体審査会規則第7条第2項「過半数以上の出席」を満たしておりますので、この会議は成立しております。</p> |
| 会 長 | <p>ただいまから審査に入りますが、まず、審査会の運営に関し、本審査会及び会議録を公開にするのか、非公開にするのかを、皆さんにお諮りしたいと思います。まず事務局から審査会の公開についての説明を求めたいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、事務局から審査会の公開等について説明申し上げます。</p> <p>本市では、「茨木市審議会等の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は、個人に関する情報を審議する場合などを除き、公開を原則として、審議会等に諮ったうえで決定することとしております。また、審議に関して提出された資料についても、審議会等の同意を得て傍聴人に閲覧させることができることとしております。会議録についてもその作成とその公表に努めているところです。</p> |
| 会 長 | <p>ただ今、事務局から会議の公開についての説明がありました。今後、非公開とすべき案件が発生したときには、皆様にお諮りし、会議の非公開を決定することとして、それまでは、原則に則り会議は公開といたしまして、会議録につきましても公開することとし、資料につきましても傍聴者への閲覧を許したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>【異議なし】</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 会 長 | <p>それでは、本審査会を原則公開といたします。 傍聴者がいらっしゃるか確認してください。</p> |
| 事務局 | <p>傍聴者は、いらっしゃいません。</p> |
| 会 長 | <p>それでは、会議を再開し、議事をはじめます。 まず初めに、地域集会施設の免除団体適用の申請手続について、事務局に説明を求めたいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>今回の地域集会施設の免除団体の申請の一覧表をご覧ください。 申請の内容について説明させていただきます。</p> <p>自治会は 231 団体、各団体連絡協議会は 18 団体、公民館区事業実施委員会は 32 団体、自主防災会は 27 団体、茨木防犯協会地域防犯支部は 21 団体、地区人権啓発推進委員会は 17 団体、人権地域協議会は 3 団体、民生委員児童委員協議会は 1 団体、地区福祉委員会は 33 団体、老人クラブは 71 団体、市立小・中学校の P T A は 33 団体、青少年健全育成運動協議会は 27 団体、こども会は 99 団体でございます。</p> <p>前年度と比較しますと、統合・解散等により減少しておりますのは、自治会が 26 団体、茨木防犯協会地域防犯支部が 1 団体、地区人権啓発推進委員会が 2 団体、青少年健全育成運動協議会が 3 団体、こども会が 9 団体、となっており、新設等による増加が、老人クラブが 7 団体、市立小・中学校の P T A が 4 団体、となっております。</p> <p>なお、行政との協働の観点から地域活動の推進を図るこれらの団体につきましては、それぞれ各担当課において、免除団体に適合しているかについて確認を行い、免除申請を受け付けているものでございます。</p> |
| 会 長 | <p>それでは、説明のとおり地域集会施設の免除団体につきましては、各担当課において要件を満たしているかの確認を行っているとのことですので、申請のあった団体を茨木市公の施設使用料免除団体として承認し、妥当とする答申をすることによってよろしいでしょうか。</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 委 員 | 【異議なし】 |
| 会 長 | <p>地域集会施設の免除申請団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>以上をもちまして、地域集会施設の審査を終わります。</p> <p>続きまして、地域集会施設以外の施設の免除団体の審査を行います。必要に応じて市の関係職員から説明等をいただきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、審査について、事務局から補足説明があるとのことですのでよろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>地域集会施設以外の施設の免除申請団体について、免除団体の申請の一覧表をご覧ください。申請の内容について説明させていただきます。</p> <p>まず、既存団体については、青少年センターは2団体、労働センターは10団体、消費生活センターは4団体、いのち・愛・ゆめセンターは3団体でございます。なお、男女共生センターローズWAMについては、新規団体のほか、既存団体は11団体でございます。</p> <p>新規団体を除くこれらの団体は、過去に免除適用を受けていることから、それぞれの担当課において、個々の団体の活動内容に大きな変動がないことを確認し、免除団体に適合することの確認を行い、免除申請を受け付けているものでございます。</p> |
| 会 長 | <p>ただ今、事務局から地域集会施設以外の施設の免除申請団体の申請内容についての説明がありました。</p> <p>青少年センター2団体、労働センター10団体、消費生活センター4団体、いのち・愛・ゆめセンター3団体、男女共生センターローズWAMの既存団体11団体の各申請団体につきましては、各担当課において活動内容等の確認を行い、申請を受付けているとのことですので、申請のあった団体を茨木市公の施設使用料免除団体として承認し、妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|--|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 委 員 | 【異議なし】 |
| 会 長 | 青少年センター2団体、労働センター10団体、消費生活センター4団体、いのち・愛・ゆめセンター3団体、男女共生センターローズWAMの既存団体11団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。 |
| 事務局 | 次に、男女共生センターローズWAMにおきまして、新規申請の団体がありましたことから、担当課から申請団体の「設立の趣旨」、「活動の目的」、「活動の内容」について、お手元にお配りしております免除申請団体の活動内容等を示した一覧表等に基づいて説明をいたします。 |
| 会 長 | それでは、男女共生センターローズWAMにつきまして、新規団体に係る審査を行いますので、市の関係職員から説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。 |
| 担当職員 | <p>茨木市立男女共生センターローズWAMについて、説明させていただきます。</p> <p>男女共生センターローズWAMは、男女共同参画社会を推進し、女性の自立・社会参画と男性の家庭参画を図ることを目的として設置された施設です。茨木市男女共同参画計画に基づいて、その目標を達成することを目指して研修・講座、情報収集及び提供、相談事業など、各種事業を展開しています。</p> <p>施設使用料の免除基準については、茨木市立男女共生センター条例施行規則第7条の2に規定しております。その内容は、第1号「団体の設立趣旨がセンターの設置目的に適合する団体又はセンターの設置目的に適合する活動を相当期間行った実績がある団体であること」、第2号「行政との協働の観点から、重点的な行政課題である男女共同参画社会の推進に向けた役割を担う団体であること」、第3号「男女共同参画社会の推進を目的とし、センターの設置目的に適合する活動を現に恒常的に行っている団体であること」、以下第11号までの要件をい</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|--|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| | <p>ずれも該当することを審査基準としています。</p> <p>今年度は12団体から申請があり、11団体は過去の審査会において免除団体として承認いただいている団体ですが、今回新たに1団体（IKO-IBA）が免除の申請をしています。</p> <p>新たに申請された1団体「IKO-IBA」について説明させていただきます。</p> <p>この団体は平成31年4月に設立され、多様性を認め人として生きやすい環境・生きる土台を作ることを活動目的として、性別違和や虐待等で家庭や学校に居場所が無いと感じる人、また、その状況から脱した人、メンバーが相互に相談やサポートを行い自分らしくいられる場を提供することや、子育ての相談・情報共有の場、参加者・メンバーが地域とつながる場の提供などを行っています。男女共生センターとの関わりとしては、前述しました活動場所としての利用、ローズWAMまつりへの参画、男女共生センターが実施する子ども向けイベントへの参画などがあります。性別違和やLGBTQについて悩んでおられる、特に学生・生徒と言った若い世代には、年齢的に近い世代で同じ悩みを抱える人との対話の機会を求めている方がおられ、そのような方に場を提供できるところが特徴となっており、本市の目指す多様性を尊重する社会づくりに貢献できる団体であると考えております。</p> <p>免除の基準にも該当する団体であると考えておりますので、よろしくご審査賜りますよう、お願いいたします。</p> |
| 会 長 | ご意見、ご質問などがございましたら、よろしくお願ひします。 |
| 委 員 | 活動内容から条例の免除基準に適合している団体であることは推測されますが、何か課題のある団体かどうか書類上では分からないので、確認させてください |
| 担当職員 | 活動されている状況を確認していますが、課題のある団体ではないと認識しています。 |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|--|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 委 員 | <p>センターの利用にあたり、活動の対象者の方や運営の方が集まる場として、感染症対策への配慮はどうしておられますか。</p> <p>団体の決算書の支出には、アルコール消毒液の購入といった感染症対策としての支出は書かれていませんが、他の団体を含めどのようにされていますか。</p> |
| 担当職員 | <p>運営にあたっては、感染症対策として、入場にあたっての手指消毒の実施や、座席の間隔を空ける、マスクを着用する等を実施していただいています。アルコール消毒液につきましては、施設として一定準備をしていますが、人数が多い場合は、団体に負担してもらっています。</p> |
| 委 員 | <p>団体の決算書の自主財源について、団体がボランティアとして活動している中で、会費制となっているのでしょうか、参加者から徴収されているのでしょうか。</p> |
| 担当職員 | <p>現在の自主財源については、代表者の負担となっています。</p> <p>団体規約において、イベント参加に利用料が発生した場合は、参加者に実費部分のみ負担してもらうことになってはいますが、今のところそのような実施はないと聞いています。</p> |
| 会 長 | <p>他に質問等ございませんでしょうか。なければ、以上、市の関係職員の説明を聴いたうえで、I K O - I B A につきまして、審査に付したいと思います。</p> <p>I K O - I B A を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。</p> |
| 委 員 | <p>【異議なし】</p> |
| 会 長 | <p>I K O - I B A を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|--|
| 発 言 者 | 議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 会 長 | <p>審査対象団体は以上となりますので、茨木市公の施設使用料免除団体審査会は、これをもちまして終了いたします。</p> <p>なお、使用料免除団体審査会の審査内容をまとめた答申書の作成等につきましては、私に一任させていただくことにご異議ございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>【異議なし】</p> |
| 会 長 | <p>ご異議がないということですので、今後の取り扱いつきましては一任させていただきます。</p> <p>審査会を各委員の皆様方のご協力を得て、対象団体の審査を無事終了されたことにつきまして、皆様方のご協力に改めましてお礼を申し上げたいと思います。</p> |
| 委 員 | <p>ありがとうございました。</p> |
| 会 長 | <p>それでは、以上をもちまして、茨木市公の施設使用料免除団体審査会を終了いたします。</p> |